
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.277 2021/8/23

1 令和3年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について

8月中旬、厚生労働省は標記通知をホームページに掲載した。これは、6月10日、大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛通知されたものである。夏期一斉取締りについては毎年7月に全国の各自治体において統一して行われてきたもので、監視指導に係わるものについては事前に公表しないという厚生労働省の判断から、これらに関する通知は公表されてこなかった。その主な内容は次のとおり。

食品衛生法第22条の規定に基づく「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、夏期に多発する食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、全国一斉に標記取締りの実施をお願いしているところです。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とそれに伴う保健所における業務負担の大幅増加に鑑み、別添を参考に都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき実施可能な範囲で行っていただくようよろしくお願いします。また、本年度の夏期一斉取締りの実施結果については、御報告いただく必要はありません。

実施期間は、原則として、令和3年7月1日（木）から9月30日（木）までの期間、都道府県等において、期間を定めて夏期一斉取締りを実施することができる。

実施に当たっての留意事項として、今年度の夏期一斉取締りにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大防止とそれに伴う保健所における業務負担の大幅増加に鑑み、次の事項に留意のうえ、令和元年度食品、添加物等の夏期一斉取締り実施要領も参考とし、特に夏期に多発する腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等による食中毒の原因施設となる頻度が高い施設を中心に実施すること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805685.pdf>

2 プラントベース食品関連情報

8月20日、消費者庁は標記情報を公表した。この中で、「プラントベース食品って何？」とするリーフレットで、プラントベース食品とは、

「近年、多様な消費者の嗜好を反映し、動物性原材料ではなく、植物由来の原材料を使用した食品が増えています。

プラントベース食品は、このような植物由来の原材料を使用し、畜産物や水産物に似せて作られていることが特徴です。

これまでに、大豆や小麦などから、「肉」、「卵」、「ミルク」、「バター」「チーズ」などの代替となる加工食品が製造・販売されています。また、一部の飲食店においてメニューとして提供などもされています。」

とし、プラントベース食品等の表示に関するQ&Aでは、景品表示法関係及び食品表示法関係に分け、次のようなQなどが載せられている。

Q1 プラントベース(植物由来)食品(※)である「肉」(以下「代替肉」といいます。)の商品名に例えば「大豆肉」、「ノットミート」と表示することは景品表示法上問題となりますか。

Q10 プラントベース(植物由来)食品について、一括表示の原材料名はどのように記載すべきでしょうか。例えば、代替肉や液卵と記載可能ですか。

https://www.caa.go.jp/notice/other/plant_based/